

和解条項7項目

英会話教室グローバルトリニティーを運営する株式会社FORTRESS,JAPANは、7項目の問題勧誘を認め、今後行わないと約束しました。

1 帰らせてくれない



2 事実でないことを言う



3 利益になることだけ言う



4 しつこい勧誘 長時間勧誘



5 人格非難にあたるような言葉で困らせる



6 判断力不足を利用して勧誘



7 学生等に対する収入が非常に乏しい状況に配慮しない勧誘



2009年3月4日以降

①～③の方法で勧誘された消費者が契約をした場合、グローバルトリニティーは消費者からの取り消し要求に応じ、全額返還に応じると約束しました。

④～⑦の方法で勧誘された消費者が契約した場合、グローバルトリニティーは消費者からの解約その他の申し出に真摯に応じると約束しました。



KC'sは株式会社FORTRESS, JAPANに2008年6月24日付で、不当な勧誘を是正するよう申入れました。しかし同社は、すでに改善済みとして、今後不当勧誘を行わないという旨の誓約を拒否しました。また、同社が改善済と主張する時以降にも不当な勧誘が行われている可能性が高いこと等から、KC'sは2008年8月28日、差止訴訟を提起しました。2009年3月4日、訴訟上の和解が成立しました。

KC'sとは 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称 KC's（ケーシーズ）は、不当な勧説行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体です。2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づき消費者に代わって差止請求訴訟をする適格消費者団体として認定されました。

連絡先

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階
大阪府消費生活センター内
TEL 06・6945・0729 FAX 06・6945・0730 (月～金、11時～16時)
アドレス info@kc-s.or.jp ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

Kansai Consumer's Support Organization
KC's 消費者支援機構関西
ケーシーズ